

広島県告示第六百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤田雄山

土砂災害警戒区域	区域の名称	鳴谷五一七九（五六三）地区	伴（五六六〇―一〇）地区
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	鳴谷五一七九（五六三）地区	鳴谷五一七九（五六三）地区
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	区域の表示	次の図のとおり	次の図のとおり
	区域の表示及び土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木部土木整備局砂防室及び広島県広島地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。